

(別紙2)

平成29年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成29年1月13日
法人名	社会福祉法人いづみの苑
担当 (連絡先)	事務長 後藤 春美 (電話: 0859-56-6888) (FAX: 0859-56-3338)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>事業所内保育所の設置について、平成28年10月31日に開催された理事会・評議員会において定款変更の審議が行われているが、当該事項にかかる定款変更許可申請が平成29年3月21日付(平成29年3月29日付認可)となっている。一方で、事業所内保育所について平成28年11月1日より事業を開始しており、定款に記載のない事業を行っている期間が生じていた。</p> <p>ついては、定款変更にかかる評議員会及び理事会の決議が成立した後は、速やかに所轄庁に対し所要の手続きを行うこと。特に、新規事業を開始する場合は事業開始前に定款変更認可及び登記を完了させるよう徹底すること。</p> <p>なお、定款変更認可申請を行うにあたっては期間に余裕を持って申請するよう留意すること。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第31条第1項</p>	<p>理事会・評議員会で定款変更の審議を行っていたにも関わらず、定款変更許可申請を遅滞させ、事業開始後の認可としてしまったことを理事会・評議員会に報告する。</p> <p>今後は速やかに所轄庁に対し所定の手続きを行っていく、新規事業を開始する場合は事業開始前に定款変更許可及び登記を完了させるよう徹底していく。</p>	H29.12.28 理事会 H30.1.9 評議員会
<p>平成29年度中に開催された評議員会及び理事会について、招集手続及び決議が法令に即していない事例が散見された。具体的には次のとおりである。</p> <p>○評議員会及び理事会の招集手続きについて</p> <p>平成29年4月1日以降に開催される評議員会の招集については、原則として理事が行うこととなっている。その際は、理事会の決議により次の事項を定め、理事が評議員会の1週間前までに各評議員に対し書面等により通知を行わなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨)</p> <p>評議員会の招集通知及び理事会議事録を確認したところ、上記の項目を理事会において決議した経過が見受けられなかつた。また、理事会の招集通知について1週間前までに発出されていない事例が見受けられた。ついては、今後は評議員会及び理事会の招集に際し適切な手続きを行うこと。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法とする) 第181条、第182条 社会福祉法施行規則第2条の12</p>	<p>平成29年度第4回理事会(H29.12.28実施)並びに第3回評議員会(H30.1.9実施)より、法令に基づく招集手続き並びに決議の方法により会議を開催した。</p> <p>又、今回の理事会・評議員会に於いて、法令に基づく招集手続き及び決議が法令に即していなかったことを報告した。</p> <p>同様に利害関係人の確認に於いても、毎回確認を行っていくこととした。</p>	H29.12.28 理事会 H30.1.9 評議員会

<p>○利害関係人の確認</p> <p>社会福祉法第45条の9第8項において、評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができないことが定められていることから、法人においては、決議を行う前に特別の利害関係を有する者の有無を確認すること。また、利害関係人の有無の確認については理事会においても同様に行う必要があることに留意すること。</p> <p>なお、確認の方法については、個別の議案の議決の際に各評議員及び各理事に確認しその経過を議事録に記録するほか、評議員会及び理事会の招集通知と併せて、当該評議員会及び理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出る旨定めた通知を発するなどの方法が想定される。</p> <p>根拠法令</p> <p>社会福祉法第45条の9第8項(評議員会) 社会福祉法第45条の14第5項(理事会)</p>		
<p>事業所内保育所を開設するにあたり、さくらチャイルド・ライフと平成28年11月1日付で業務委託契約(月額900,000円)を締結しているが、当該契約について下記のとおり不適切な点が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴法人定款第24条において、理事会はこの法人の業務執行の決定を行うほか、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する旨が定められている。 当該契約は貴法人理事長専決規程に定める「日常の業務として理事長が定めるもの」の金額を超過しているにも関わらず、評議員会及び理事会の決議を経ることなく契約が締結されていた。また、契約締結後もその旨を評議員会及び理事会に報告した経過が見受けられなかった。 ・さくらチャイルド・ライフと随意契約をするに至った経緯が不明確である。また、貴法人経理規程第67条において随意契約によることができる合理的な理由が掲げられているが、当該契約が同条各号に掲げる理由に該当するか不明瞭である。 <p>については、当該契約を締結するに至った経緯及び随意契約とした合理的な理由を明らかにし、所轄庁に報告するとともに理事会に対し説明したうえで追認を得ること。また、契約の締結にあたっては、貴法人経理規程、理事長専決規程他関連する規程を遵守すること。</p> <p>根拠法令</p> <p>定款第24条 理事長専決規程(5) 経理規程第67条</p>	<p>平成29年度第4回理事会(H29.12.28実施)並びに第3回評議員会(H30.1.9実施)に於いて随意契約に至った経緯を説明し、理事会並びに評議員会に於いて其々に議案として提議し追認の承認を頂く。</p>	<p>H29.12.28 理事会 H30.1.9 評議員会</p>

注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。

2 「是又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。

3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。

4 是又は改善関係書類を添付すること。